

公共建築分野における労務費等の内訳把握に向けた取組について

国土交通省 大臣官房 官庁営繕部 計画課 営繕積算企画調整室



はじめに

中央建設業審議会基本問題小委員会の中間取りまとめ（令和5年9月19日）において、「適正な工事実施のために計上されるべき労務費を中長期的にも持続可能な水準で設定し、これを「労務費の基準」（標準労務費）として、学識者・受注者・発注者から構成される公平中立な機関である中央建設業審議会から勧告すべきである。」とされ、中央建設業審議会が労務費に関する基準を作成し、勧告できることが規定された改正建設業法が公布（令和6年6月14日）された。現在、中央建設業審議会労務費の基準に関するワーキンググループにおいて、「労務費の基準」の算定方法等が具体的に議論されている。

労務費の基準は、計算方法の暫定方針（案）が示されており、「工事の完成を請け負うという請負契約の労務費の目安として、労務単価（円／人日（8時間））×歩掛（人日／単位あたり施工量）の計算式によって単位施工量あたりの労務費として示すことを基本とする。」とされている。また、その際、労務単価については、公共工事設計労務単価を適用し、歩掛については、国交省直轄工事で用いられている歩掛（土木工事標準歩掛、公共建築工事における歩掛）を活用することとされている。

また、基本問題小委員会の中間取りまとめにおいて、「下請契約における適切な労務費等の確保のため、標準見積書、請負代金内訳書等に労務費等の内訳を明示する取組を促進すべき。」とされ、令和6年6月に改定された公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律において、公共工事の入札に係る申込みの際に、提出する入札金額の内訳の書類について、「材料費、労務費及び当該公共工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として国土交通省令で定めるものその他当該公共工事の施工のために必要な経費」を記載することが規定された。



公共建築工事の取組について

前述した状況から、今後、公共建築工事においても、労務費等の内訳把握の必要性が期待される。

一方、公共建築工事で使用している単価の一部である市場単価は、歩掛りを用いず、総合工事業者（総合設備工事業者）－専門工事業者（下請）間の取引価格の調査に基づく材工一式の積算単価のため、労務費の把握ができない課題がある。

そのため、国土交通省大臣官房官庁営繕部において、市場単価の適用工種を対象に、労務や材料等の内訳の把握に向けて、各工種について、標準労務費に関連する代表的な規格・仕様の歩掛り調査を実施している（令和4年度から鉄筋、型枠の

歩掛り調査を実施)。

また、公共建築工事における工事費積算に用いる単価（以下、「積算単価」という）について、労務、材料等の内訳の把握及び積算基準の見直し等を検討することを目的として、学識経験者、業界団体及び行政機関等を委員としたワーキンググループを開催している。主な検討内容は以下の通りである。

① 労務等の内訳の見える化の検討

労務等の内訳が把握可能な積算単価の設定方法等について検討する。

② 積算基準の見直しの検討

上記の積算単価について、妥当性を検証したうえで、積算基準への反映について検討する。

③ モニタリング方法等の検討

基準化以降の、積算単価への最新の実勢価格や施工実態等の反映方法、モニタリング方法について検討する。

3 その他

中央建設業審議会労務費の基準に関するワーキンググループの労務費の基準の検討において、官庁営繕部の取組と連携する旨が示されている。

公共建築工事における積算単価の内訳把握等に向けた検討WG

- 公共建築工事における工事費積算に用いる単価（以下、「積算単価」という）について、労務、材料等の内訳の把握及び積算基準の見直し等を検討することを目的として、学識経験者、業界団体及び行政機関等を委員としたWG（ワーキンググループ）を開催（令和5年度～）

- 主な検討内容

- ① 労務等の内訳の見える化の検討

- ✓ 労務等の内訳が把握可能な積算単価の設定方法等について検討する

- ② 積算基準の見直しの検討

- ✓ 上記の積算単価について、妥当性を検証したうえで、積算基準への反映について検討する

- ③ モニタリング方法等の検討

- ✓ 基準化以降の、積算単価への最新の実勢価格や施工実態等の反映方法、モニタリング方法について検討する

